

7 障害者の権利擁護について

障害者の権利擁護について



Designed by ひふみよベース株式会社紫原 illustration by Mariko/えりこ

①法の概要

○正式名称

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

○施行日

平成24年10月1日

目的(第1条)

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

①法の概要

障害者に対する虐待の防止(第3条)

何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

障害者とは

障害者基本法
第2条第1号に
規定する障害者。

虐待の種類

- ・身体的虐待
- ・性的虐待
- ・心理的虐待
- ・放棄・放置(ネグレクト)
- ・経済的虐待

虐待者

- ・養護者
- ・障害者福祉施設従事者等
- ・使用者

①法の概要

身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

具体例

- 平手打ちする
- 蹴る
- つねる
- 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- やけど
- 身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける, 医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する, ミトンやつなぎ服を着せる, 部屋に閉じ込める, 施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる, スピーチロック)
- 殴る
- 壁に叩きつける
- 打撲させる

①法の概要

性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

※表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。

具体例

- 性行
- 性的行為を強要する
- キスする
- 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する
- わいせつな映像を見せる
- 行為やトイレ等の場面ののぞいたり映像や画像を撮影する
- 性器への接触
- 裸にする

①法の概要

心理的虐待

障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

具体例

- 「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる
- 怒鳴る
- 悪口を言う
- 子ども扱いする
- 人格をおとしめるような扱いをする
- 話しかけているのに意図的に無視する
- ののしる
- 仲間に入れない

①法の概要

放棄・放置

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為の放置等擁護を著しく怠ること

具体例

- 食事や水分を十分に与えない
- 食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している
- あまり入浴されない
- 汚れた服を着させ続ける
- 排泄の介助をしない
- 髪や爪が伸び放題
- 室内の掃除をしない
- 学校に行かせない
- ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる
- 病気やけがをしても受診させない
- 必要な福祉サービスを受けさせない・制限する
- 同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する

①法の概要

経済的虐待

障害者から不当に財産上の利益を得ること

具体例

- 年金や賃金を渡さない
- 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

①法の概要

養護者による虐待

- 養護者とは：障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの
- 身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当。
- 同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合あり。

障害者福祉施設従事者等による虐待

- 障害者福祉施設従事者等とは：障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者

使用者による虐待

- 使用者とは：障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

②虐待が発生したら

通報義務

第7条第1項

養護者による**障害者虐待**(十八歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。)を**受けたと思われる障害者を発見した者は**、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

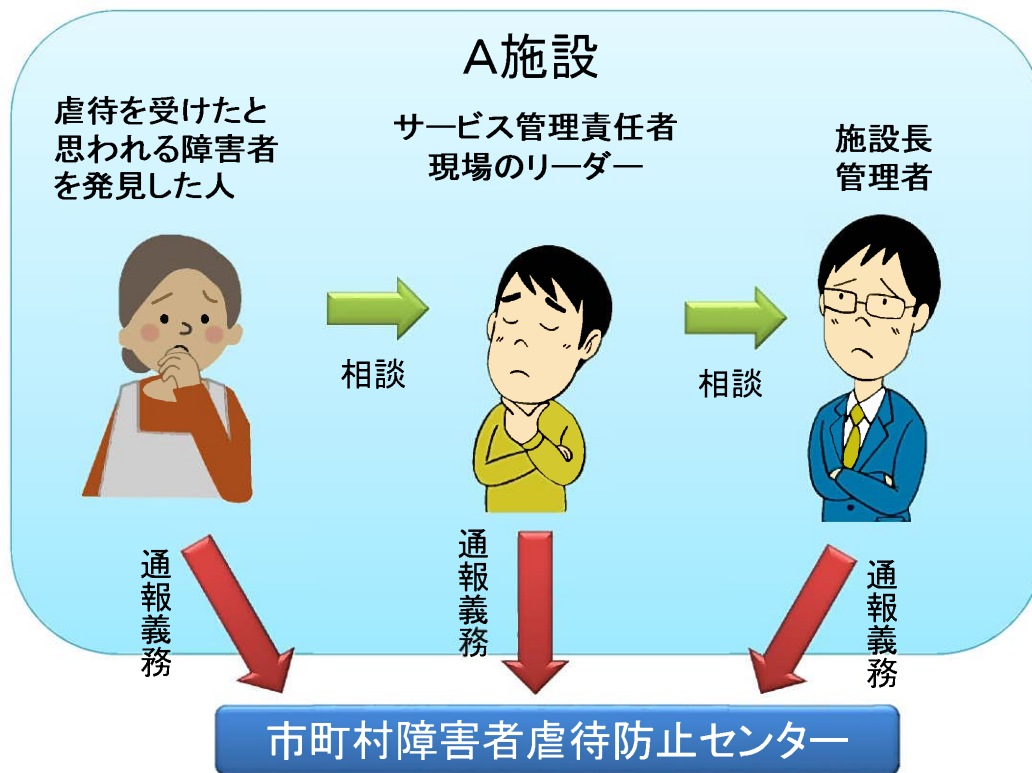
第16条第1項

障害者福祉施設従事者等による**障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は**、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

第22条第1項

使用者による**障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は**、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはなりません。



障害者に対する虐待通報・届出等の状況(R元)について

H31.4.1～R2.3.31

1 類型別内訳

	養護者による障害者虐待(家庭)	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待(職場)	計
通報・届出件数	43	31	34	10
虐待と判断した件数	20	7	6	20

2 虐待種別内訳

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	経済的虐待	計
養護者による障害者虐待	通報・届出件数	30	2	16	1	8	57
	うち虐待と判断したもの	14	1	9	1	2	27
障害者福祉施設従事者による障害者虐待	通報・届出件数	14	5	14	1	4	38
	うち虐待と判断したもの	5	1	3	0	0	9
使用者による障害者虐待	通報・届出件数	2	0	14	4	22	42
	うち虐待と判断したもの	0	0	0	0	6	6

令和元年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

【調査結果 (全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考) 都道府県労働局の 対応	
市区町村等への 相談・通報件数	5,758 件 (5,331 件)	2,761 件 (2,605 件)	591 件 (641 件)	
市区町村等による 虐待判断件数	1,655 件 (1,612 件)	547 件 (592 件)		虐待判断 件数 535 件 (541 件)
被虐待者数	1,664 人 (1,626 人)	734 人 (777 人)		被虐待者数 771 人 (900 人)

(注1) 上記は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査(平成30年4月1日から31年平成31年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、令和2年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

「虐待」と「差別」の違い

★虐待

「保護」「監督」すべき権限や責務のある人による不当な行使、権限の乱用がなされること。

守るべき立場の人が、権限を誤って行使し、守るべき人を傷つけること。

★差別

本来「対等」であるべきなのに、障害を理由に不合理、不適切な取扱いがなされること。

外見上は公平に見えるが、合理的な配慮がないため、実質的な不適切な取扱いとされていること。

◇ 「障害を理由とする差別」

不当な差別的取扱い

「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」

「事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」

合理的配慮の不提供

「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

「事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」

同一場面における事例

不当な差別的取扱い？

合理的配慮の提供？

事前の改善措置？

公共施設を利用したいのだが、車椅子を使っているため出入口にある段差を乗り越えることができない。

<不当な差別的取扱い>

→ 正当な理由なく、障害者の利用を拒む。

<合理的配慮の提供>

→ 職員が段差を乗り越える手伝いをする。

→ 段差に携帯スロープをかける。

<環境の整備（事前の改善措置）>

→ 職員に、車椅子の介助についての研修を行う。携帯スロープを購入する。

→ 改修工事により、出入口の段差を解消してバリアフリー化する。

障害を理由とする差別を受けたら？

県の相談員、お住まいの市町村、または各種相談窓口にご相談ください。助言や話し合いで問題解決を図ります。



障害者くらし安心相談窓口（平成26年10月1日からスタート）

相談窓口	電話番号 FAX番号	受付時間
県庁障害福祉課 （障害者権利擁護センター）	☎ 099-286-5110 ☎ 099-286-5558	月～金 9:00～16:00
大隅地域振興局地域保健福祉課	☎ 0994-52-2108 ☎ 0994-52-2120	月～金 9:00～16:00
大島支庁地域保健福祉課	☎ 0997-57-7222 ☎ 0997-57-7251	月～金 9:00～16:00